

- 国が類型指定を行う水域のうち伊勢湾及び大阪湾について、底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について検討を行った。

1. 底層溶存酸素量（底層DO）の概要

- 魚介類等の生息や藻場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標
- 底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場の保全・再生を目的
- 保全対象種及び水域の特徴の観点から類型指定

（基準値）

生物 1 類型：4.0mg/L以上、生物 2 類型：3.0mg/L以上、生物 3 類型：2.0mg/L以上

2. 伊勢湾・大阪湾の検討

- 「現に底層の貧酸素化が著しく進行しているか、進行するおそれがある閉鎖性海域」として、類型指定の検討を実施

3. 経過

- 平成30年度～令和3年度：地域検討会
 - 情報整理、保全対象種の選定、類型指定（案）について、有識者や地元関係者等と検討を実施
- 令和4年3月25日：底層溶存酸素量類型指定専門委員会
 - 類型指定について審議、報告案をとりまとめ
- 令和4年4月25日～5月24日：パブリックコメント
 - 報告案について文言等に係る御意見（1件）を踏まえ一部修正

底層溶存酸素量の類型指定の具体的な手順 概要

- ・ 保全対象種の観点 (※1) による類型指定を基本としつつ、一方で 水域の特徴の観点 (※2) による地形や過去の底層DOの状況等の考慮事項について 総合的に検討して類型指定を行う。

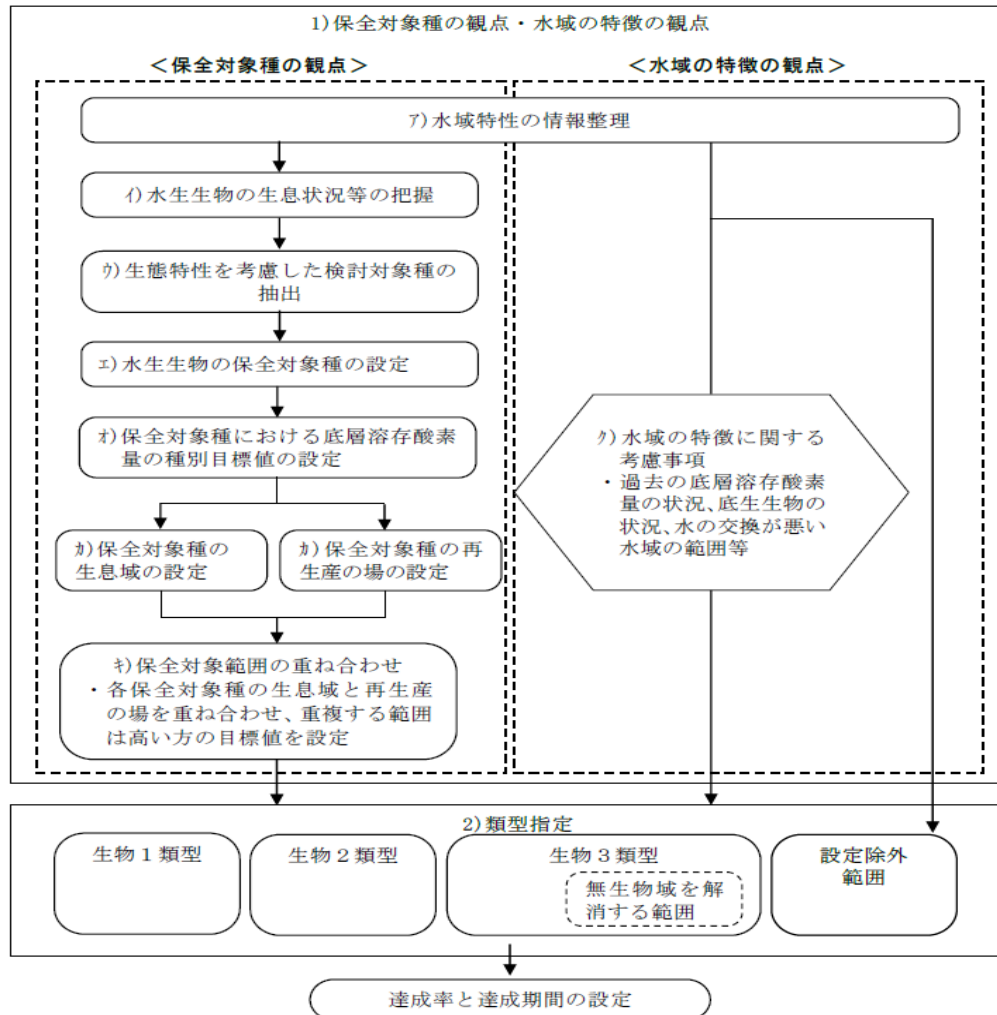


図 1 底層溶存酸素量の類型指定案の検討の基本的な考え方を示した手順

※1

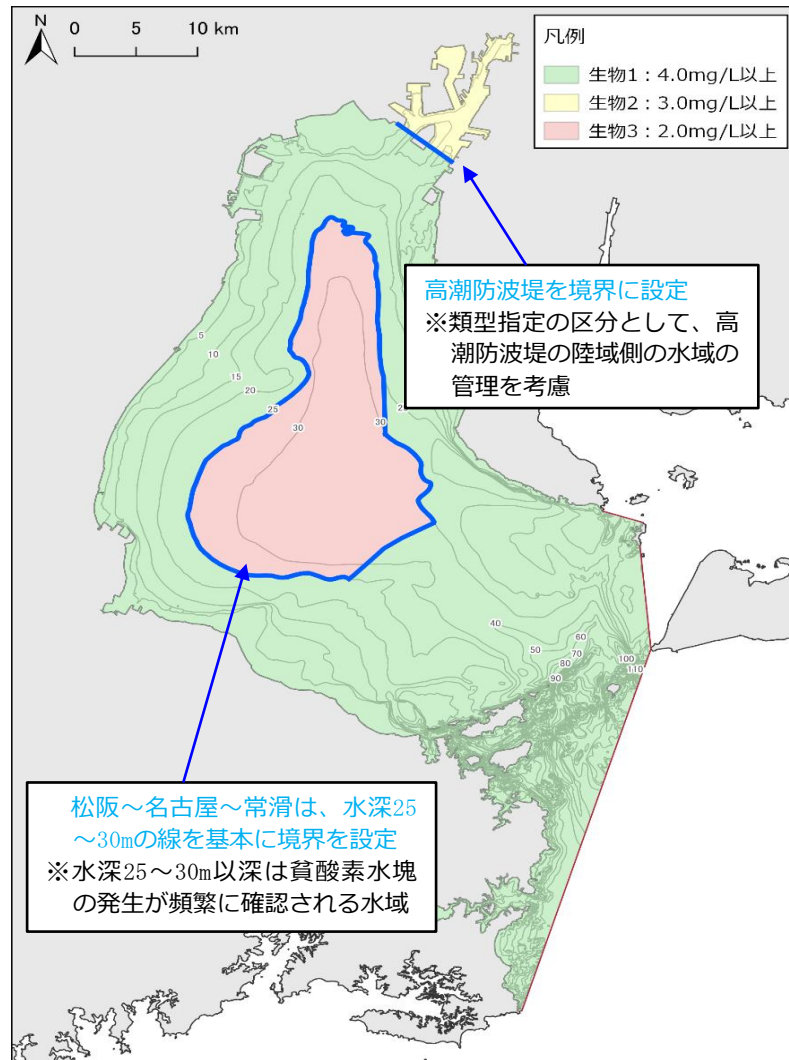
- ・ 現状及び必要に応じて過去も含めた水生生物の生息状況等を踏まえたうえで、保全・再生すべき水生生物対象種（**保全対象種**）の選定を行い、その**保全対象種の生息・再生産の場を保全・再生する水域の範囲を設定**することを基本とする。
- ・ その際、水域の範囲は、生息段階、再生産段階の2つの観点から設定し、水域毎の水生生物の生息状況等に即した類型指定を行う。

※2

- ・ 水域の特徴の観点において、考慮しなければならない事項を整理する。
- ・ 主な事項は、過去の底層溶存酸素量の状況、底生生物の生息状況、水の交換が悪いと想定される水域の範囲等が考えられる。

類型指定案（伊勢湾）

- 湾中央部及び名古屋港を除く水域を生物1類型（※1）、名古屋港の高潮防波堤より陸側を生物2類型（※2）、湾中央部を生物3類型に指定する（※3）。



※1

- 保全対象種は魚類12種、甲殻類6種、軟体動物3種、軟体類8種、棘皮（きょくひ）動物1種。
- 保全対象種の観点からは、伊勢湾全域はおおむね生物1類型（4.0mg/L以上）となる。

※2

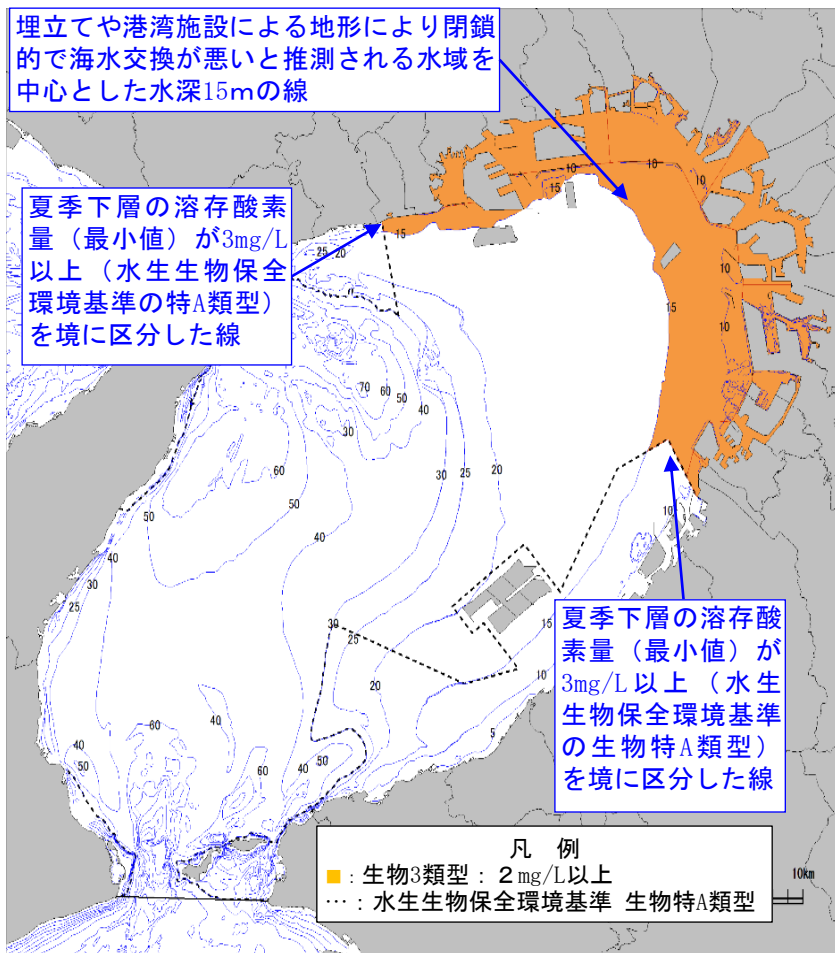
- 海水交換が悪いと考えられるが、文献により一部の保全対象種が産卵場や成育場として利用している可能性も考えられる。

※3

- 昭和初期の貧酸素水塊の確認状況や現在の貧酸素水塊の発生状況から、貧酸素化しやすい（2.0mg/L未満）特性を持っている。

類型指定案（大阪湾）

- 湾奥部（水深15m以浅）を生物3類型に指定し（※1）、湾央部や他の水域（水深15～20m及び水生生物保全環境基準の生物特A類型）は、継続的なモニタリングの実施により水域の状況を把握しつつ、段階的な類型指定を検討する（※2）。



※1

- 保全対象種は魚類6種、甲殻類5種、軟体動物3種、軟体類2種。
- 保全対象種の観点からは、大阪湾全域はおおむね生物1類型（4.0mg/L以上）となるが、湾奥部は環境悪化前（昭和30年代前半）から底層DOが2.0～3.0mg/L未満となっている地点があり、貧酸素化しやすい特性を持っているため、生物3類型とする。

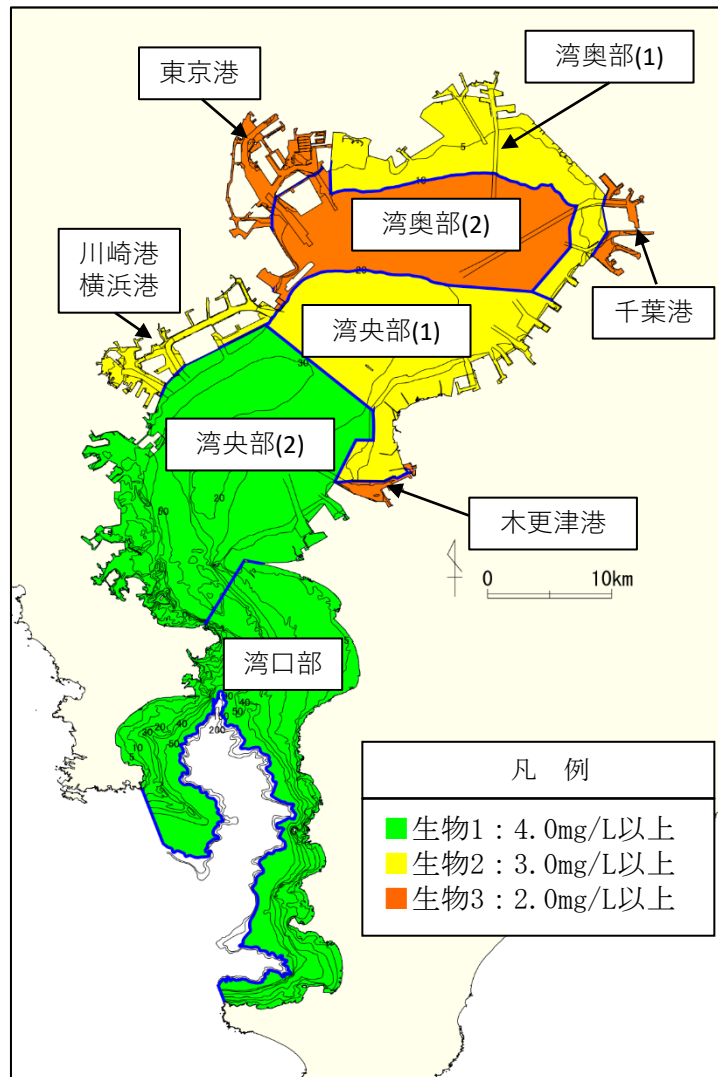
※2

- 水深20m以深の湾央部では、底層DOが夏季でも高く、現に底層の貧酸素化が著しく進行している水域ではない。
- 水深15～20m及び水生生物保全環境基準の生物特A類型の水域において底層DOの低下が見られる地点があるが、今後のモニタリング結果により類型指定を検討する。

【参考】東京湾及び琵琶湖の類型指定

- 国が類型指定を行う水域のうち**東京湾**及び**琵琶湖**について、令和3年12月28日に底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について告示改正を行い、同日に施行した。

東京湾



琵琶湖

